



15年6月17日

169	號
1097	號
新業	校合
發送	書

結了

な

文



課長 子ね



(共6號)

貯	757
金	1/1/7

田 答

局 名

東京都市進信局宛

官替電報送達紙送達方ニ関スル件

対業時法第九九四九號 五、一九

右承認相成候

めくれず

409

淨書下要

本件由中ノ趣上日ハ電信書利是改正案ニ於テ考

ノ送付方格ニ有テ原本的

處中ニレテ受取人ハ書替金受領上別ニ支障無カ

モノニ付該款ノ付トトス

貯業

貯業1097



貯金局 御中
電務局 御中



業貯法第九九四九號

昭和十六年五月十九日

東京都市遞信局

(注意) 本件ニ關スル照復ハ必ズ本書記號番號年月日ヲ附記セテラレタシ

爲替電報送達紙送達方ニ關スル件
爲替電報送達紙ノ内至急取扱速達若ハ別配達ノ指定アルモノヲ除キ爲
替金拂渡上支障ナシト被認場合ニ限リ其ノ送達方法ニ關シ郵便爲替取
扱規程第四十五條ニ不拘午後六時以後着信ノモノハ翌朝電報若ハ別配
達郵便ノ配達時間開始ヲ待チテ配達スルモ支ナキコトニ承認相成度候

通第十三號 (十五、八、今并納)

(局信遞市都京東)

裏面白紙

郵便書式取扱規程抄

中五系前條ノ電報送達法ヲ受領シタルトキハ取扱時間
内ナルト否トヲ問ハス直ニ之ヲ相査シ相違又ハ不明瞭ノ
モノアルトキハ第五百二十五條ニ依リ電報ヲ以テ振替所ニ
照會シ總テ完全ナリト認めタルトキハ左ノ手續ヲ行スヘ
シ

一 書略

三 前各條ノ手續ヲ了シタルトキハ如書ニ連達又ハ別紙連達ノ
指定アルモノハ其ノ區別ニ從ヒ連達又ハ別紙連達ノ書留
郵便(書)ニ依リ其他ハ左ノ區別ニ依リ之ヲ受取
人ニ送達シ電報送達紙ハ自局ニ於テ拂込スヘキ
モノナリトキハ之ヲ格出書ノ代用トシテ保單書又自
局区内(書)ニ在ル郵便又ハ電報ノ取達事務ヲ取扱
ハサル局所ニ於テ拂込スヘキモノナルトキハ事務自誌ニ

(共 4 段)

帳簿記帳番簿、証書用紙番簿、当替金額、押印
 局名等ノ記載レタル上証書ノ送達ト同様ノ方法
 ニ依リ且テ当替押印局ニ送付スヘシ但し証書留置
 ノ指定アリタルキハ証書ニ郵送連紙ト共ニ之
 ノ押印局ニ送達スヘシ
 甲郵便局ノ送達事務ヲ取扱フ局ニ在リテハ受取人ノ住所
 カ郵便直取達区域内ナルトキハ郵便直取達人ヲ以
 テ受付郵便知事郵便直取達ノ例ニ依リ又其住所カ
 實地直取達区域外ナルトキハ書面郵便ニ依リ
 乙郵便局ノ送達事務ヲ取扱ハサルモ郵便ノ送達事務ヲ取扱フ
 局直取達区域内ニ在リ集配局ニ在リテハ受取人
 ノ住所カ自ラ郵便区内ニ在リテ且其ノ郵便直取達区
 域内ナルトキハ郵便直取達者宛宛ニ依リ其ノ他ノ書面
 郵便ニ依リ
 丙前記以外ノ局ニ在リテハ書面郵便ニ依リ

○電信爲替證書等配達ニ關スル件

大阪通信局照會（昭和十五年三月三日）貯金局回答（昭和十五年三月五日）

五月二十九日（要領）

電信爲替證書、電信爲替貯金提出證書及口座受入済通知電報送達紙

ニシテ送達若ハ別配達又ハ電報ノ例ニ依リ送達ヲ要スルモノハ爾今

左記ニ依リ送達又ナシ

一、送達若ハ別配達ニ依ル場合

午後十時 郵便ノ送達又ハ別配達ニ關シ期間又ハ地域ノ限制ヨリ午前

六時	十一月一日迄ノ間ハ午前七時	迄ノ間ニ到着シタルモノハ午前六時
十一日迄ノ間ハ午前七時	ヲ待チテ配達スルコト	
二電報ノ例ニ依ル場合		
午前客時後電報取扱時間開始前ニ着信シタルモノハ電報取扱時間		
ノ開始ヲ待チテ配達スルコト		
三至急取扱ノ指定アル場合		
前各號ノ取扱時間ニ拘ラズ到着ノ都度配達スルコト		